

◎新潟県告示第1612号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課において縦覧に供する。

平成26年12月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
五泉市	14者	大字能代字段ノ越176番地ほか287筆 18.5ha

2 申請年月日

平成26年11月20日

3 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画案に対する意見書の提出について」によること。